

更新後適用等級の決定 ー当年度中に保険金支払事故があった場合

当年度中に保険金の支払事故があった場合には、次の手順により、更新後の適用等級は据置きまたはダウンとなります。

基準ランクが、更新前適用等級より大きいときは、法務費用保険金の支払事故があった場合のみ等級ダウンし、その他の場合には据置きとなります。基準ランクが、更新前適用等級以下のときは、支払われた保険金の種類と回数に応じて等級ダウンします。

ただし、基準ランクの水準によってダウン後の等級に下限があります。

なお、更新通知書に更新制限条件についての記載があり、かつ更新後の適用等級が更新制限条件に該当することになった場合には、当社は普通保険約款「基本条項第30条(更新の制限)」の規定に基づき、更新をお引き受けしませんので、ご注意ください。

基準ランクと更新前適用等級の関係	適用等級の変動
基準ランクが更新前適用等級より大きいとき	法律相談料保険金支払事故のみ:据置き 法務費用保険金支払事故:1回あたり2等級ダウン
基準ランクが更新前適用等級以下のとき	法律相談料保険金支払事故:1回あたり1等級ダウン、 かつ法務費用保険金支払事故:1回あたり3等級ダウン ただし、ダウン幅については次の限度を設ける。 ⇒基準ランクが5等級以上のとき、適用等級は基準ランク(等級)を下回らない ⇒基準ランクが4等級以下のとき、適用等級は「基準ランク(等級)-2等級」を下回らない